

株主各位

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

株式会社 大光銀行

取締役頭取 **古出哲彦**

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）までに当行に到着するようご返送いただき、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市東坂之上町一丁目2番地3
当行2号館3階大会議室
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第112期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第112期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役11名選任の件

「お願い」

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
(なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。)
- ◎節電等を考慮しまして当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会終了後、株主の皆様との懇談会の場を設けておりますので、お気軽にご参加いただきたく存じます。

「お知らせ」

- ◎本招集通知の発出後に、株主総会参考書類及び添付書類の記載事項に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。
(当行ホームページアドレス <http://www.taikobank.jp/>)

以 上

添 付 書 類

第112期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、新潟県内を主要な営業基盤とし、本店のほか支店69か店において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行っております。

ロ. 金融経済環境

平成25年度におけるわが国の経済を顧みますと、年度前半は、輸出の改善や堅調な個人消費を背景に持ち直しの動きが続き、次第に設備投資や雇用等にも波及するなど、景気は回復に向けた足取りを強めました。年度後半は、個人消費の増加や雇用情勢の改善などにより緩やかに回復いたしました。消費税率引上げ前の駆け込み需要の影響もあり、その反動が懸念されております。

当行の主たる営業基盤である新潟県の経済につきましても、日本経済と同様に、輸出の改善や底堅い個人消費の影響により緩やかな持ち直しを続けましたが、設備投資は国内全体に比べ弱めの展開となりました。

金融市場におきましては、前年度末に0.5%台であった新発10年物国債利回りは、日本銀行の金融緩和政策の決定後に上昇し、一時1.0%を超える場面もありましたが、その後の大規模な国債買入や新興国経済の減速懸念を背景に国内債券に対する需要が高まり、今年度末には0.6%台となりました。また、株式市場におきましては、前年度末に12千円台前半であった日経平均株価の終値は、日本銀行の金融緩和政策を背景に円安が進んだことなどから16千円台前半まで上昇したものの、新興国経済の減速懸念などにより、今年度末は14千円台後半で終えました。

ハ、事業の経過及び成果

こうした金融経済環境のなか、当行は、第9次中期経営計画「プラスα計画～感謝を笑顔に、笑顔から信頼へ～」(平成24年度～平成26年度)の経営ビジョンに掲げる“「親しみやすさ」のバージョンアップ、「相談したい銀行」地域No.1”を目指し、さまざまな施策を実施してまいりました。

本年1月4日より、地域金融機関向け共同アウトソーシングサービス「NEXTBASE(ネクストベース)」を活用した新基幹系システムの稼働を開始いたしました。NEXTBASEは、当行を含め第二地方銀行12行が加盟する業界最大規模の基幹系システムであり、拡張性や柔軟性に優れた最先端システムの機能を最大限活用し、お客さまによりご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

事業を営むお客さまに対しましては、地域に密着した金融機関としてコンサルティング機能の発揮に努め、経営課題に対するソリューションの提案や情報提供、新規融資を通じた新たな成長力の創出支援に積極的に取り組んでまいりました。お取引先の販路拡大に向けたご支援としましては、新潟県内の食品関連事業者や農業生産者の皆さまを対象に大手コンビニエンスストアチェーンとの個別商談会を開催し、ビジネスマッチングの機会を提供してまいりました。また、国が実施するものづくり補助金や投資促進税制の活用に関するセミナーを開催し、設備投資を検討されている中小企業の皆さまに対しタイムリーな情報提供を行なってまいりました。海外進出を希望される事業者の皆さまに対しましては、現地通貨建ての資金調達をサポートするため、スタンドバイ・クレジット制度における日本政策金融公庫との連携を開始いたしました。

個人のお客さまに対しましては、子育て世帯をご支援するため、高校生以下のお子さまを扶養されている方を対象に金利を引下げする住宅ローンの新商品「スマイル学割10(テン)」の取扱いを開始いたしました。また、少額投資非課税制度“NISA(ニーサ)”の開始に先駆け、制度の概要や活用方法に関するセミナーを開催したほか、口座開設いただいたお客さまにQUOカードをプレゼントするキャンペーンを実施いたしました。このほか、平成25年度税制改正に対応した預金商品「たいこう教育資金贈与専用口座」の取扱いを開始いたしました。

サービス面では、普通預金と総合口座について新通帳の取扱いを開始いたしました。新通帳は、環境に配慮しリサイクル可能な素材を使用しているほか、色覚の個人差を問わずご覧いただけるよう、カラーユニバーサルデザインを採用いたしました。

当期の業績は、以下のとおりであります。

預金残高は、個人・法人預金のいずれも増加し、全体で前期比305億円増加の1兆2,754億円となりました。貸出金残高は、個人および中小企業向け貸出の増加等により前期比264億円増加し、9,160億円となりました。

損益状況につきましては、資金利益は減少しましたが、役員取引等利益の増加や与信関係費用の減少などにより、経常利益は前期比3億70百万円増加の29億92百万円となりました。当期純利益は、税金費用の増加などもあり前期比2億36百万円減少の13億49百万円となりました。

二. 当行の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境を展望しますと、少子高齢化に伴う人口減少により地域経済の縮小が懸念されており、金融機関同士の競合がますます激化し、経営環境は今後、一段と厳しさを増すことが予想されております。

このような状況のなか、私ども地域金融機関に対しては、コンサルティング機能を従来以上に発揮し、地域の中小企業の皆さまに対する事業拡大や経営改善のサポートを通じて、地域社会・経済の活性化に積極的に貢献していくことが期待されております。

こうした諸課題に適切に対処すべく、当行は、第9次中期経営計画「プラスα計画～感謝を笑顔に、笑顔から信頼へ～」を着実に実行し、お取引先企業の成長可能性を重視した新規融資への取組みや付加価値をプラスした金融サービスの提供を通じて、地域社会・経済の活性化に全力を尽くしてまいります。また、効率化を軸にした業務改革を推し進めることで、当行の特長である営業力を一層高め、収益力や営業基盤の強化を図ってまいります。

併せて、お客さまの経営力を見極める目利き力やコンサルティング能力を備えた人材を継続的に育成し、お客さまから真っ先にご相談いただける銀行を目指すとともに、お客さまから信頼いただき、安心してご利用いただくため、コンプライアンスの徹底やリスク管理の高度化に引き続き取り組んでまいります。

当行は、こうした取組みにより、地域に根差した金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	第109期 (平成22年度)	第110期 (平成23年度)	第111期 (平成24年度)	第112期 (平成25年度)
預 金	12,041	12,310	12,449	12,754
定期性預金	8,350	8,134	8,181	8,224
その他	3,690	4,175	4,267	4,529
貸 出 金	8,652	8,780	8,896	9,160
個人向け	2,539	2,565	2,611	2,663
中小企業向け	4,594	4,536	4,233	4,314
その他	1,518	1,678	2,052	2,181
商品有価証券	1	0	2	2
有 価 証 券	3,453	3,787	3,842	3,698
国 債	1,596	1,730	1,936	1,935
その他	1,857	2,056	1,906	1,763
社 債	80	80	30	30
総 資 産	13,002	13,297	13,456	13,777
内国為替取扱高	29,278	28,390	30,664	33,231
外国為替取扱高	百万ドル 178	百万ドル 118	百万ドル 114	百万ドル 97
経 常 利 益	百万円 3,144	百万円 2,621	百万円 2,622	百万円 2,992
当 期 純 利 益	百万円 1,746	百万円 1,519	百万円 1,585	百万円 1,349
1株当たり当期純利益	17円52銭	15円25銭	15円91銭	13円57銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、償却債権取立益の計上区分が第110期より特別利益から経常収益に変更となっております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	第109期 (平成22年度)	第110期 (平成23年度)	第111期 (平成24年度)	第112期 (平成25年度)
連結経常収益	245	233	219	221
連結経常利益	31	26	27	30
連結当期純利益	17	15	16	13
連結包括利益	△1	33	75	12
連結純資産額	612	640	711	719
連結総資産	13,010	13,306	13,466	13,788

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	963人	974人
平 均 年 齢	40年 0月	40年 2月
平 均 勤 続 年 数	15年 9月	15年11月
平 均 給 与 月 額	335千円	338千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
新 潟 県	62店	うち出張所 (-)	62店	うち出張所 (-)
群 馬 県	1	(-)	1	(-)
埼 玉 県	5	(-)	5	(-)
東 京 都	1	(-)	1	(-)
神 奈 川 県	1	(-)	1	(-)
合 計	70	(-)	70	(-)

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を39か所（前年度末40か所）に設置しております。
 なお、店舗外現金自動設備は、設置場所数（出張所数）をカウントしております。
 2. 当年度において、店舗外現金自動設備は、アークプラザ見附（見附市）の1か所を廃止いたしました。

ロ. 当年度新設営業所
該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,271
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア投資	698

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況
該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
たいこうカード 株式会社	新潟県長岡市 城内町二丁目 2番地4	クレジットカード 業務、金銭の 貸付業務、信用 保証業務等	平成2年 6月29日	百万円 35	% 45.16	—
大光リース 株式会社	新潟県長岡市 城内町二丁目 2番地4	総合リース業務	昭和49年 10月21日	百万円 270	% 5.00	—
株式会社東北 バンキング システムズ	山形県山形市 清住町二丁目 7番1号	コンピュータ 関連業務	平成7年 12月12日	百万円 60	% 28.41	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 株式会社大光ビジネスサービスは、平成25年12月31日付で解散し、平成26年3月10日付で清算終了しております。

<重要な業務提携の概況>

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合136組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連774（農林中金・信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・振込みのサービスを行っております。

7. 新潟県内に本店（本所）を置く地方銀行2行、信用金庫9金庫、信用組合11組合、系統農協26、労働金庫1金庫との提携により、口座振替による資金決済サービス（NBセンター代金回収サービス）を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
古出 哲彦	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
吉田 忠夫	専務取締役（代表取締役） 審査部・融資企画部・ 事務部担当		
佐藤 盤	常務取締役 営業統括部・ 金融サービス部担当		
田沢 公英	常務取締役 人事部・総務部・ 市場金融部担当		
石田 幸雄	常務取締役 総合企画部・経営管理部担当		
小出 友吉	取締役 事務部長		
田村 郁朗	取締役 長岡地区本部長・本店営業部長		
平賀 初夫	取締役 新潟地区本部長・新潟支店長		
村山 博幸	取締役 人事部長		
亀貝 信一	取締役 審査部長		
中村 勝義	常勤監査役		
三浦 睦浩	常勤監査役		
小林 彰	監査役（社外役員）	弁護士 （小林彰法律事務所代表）	
吉井 清一	監査役（社外役員）		

- (注) 1. 監査役のうち、小林彰及び吉井清一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役の小林彰及び吉井清一の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役の内藤右一氏は、平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会において辞任により退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	11人	191(70)
監 査 役	3人	30(1)
計	14人	221(71)

- (注) 1. 支給人数には、平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会において任期満了により退任しました取締役1名及び辞任により退任しました監査役1名が含まれております。
2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 報酬等には、社外役員の報酬は含まれておりません。
4. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与45百万円は含まれておりません。
5. 取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬額21百万円ならびにストックオプション報酬額35百万円が含まれております。
6. 報酬等には、平成25年4月から6月にかかる役員退職慰労引当金繰入額（取締役11百万円、監査役0百万円）及び当事業年度中に支払った退任取締役1名と退任監査役1名の退職慰労金額と過年度退職慰労引当金額との差額（取締役1百万円、監査役0百万円）が含まれております。
- なお、役員退職慰労金制度の廃止とそれに伴う役員退職慰労金の打ち切り支給が、平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会において決議されております。
7. 確定金額報酬以外の金額をカッコ内書きしております。
8. 平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬体系につきましては、(1) 確定金額報酬、(2) 業績連動型報酬、(3) スtockオプション報酬としております。
- また、監査役の報酬体系につきましては、(1) 確定金額報酬のみとしております。
- (1) 確定金額報酬については、取締役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、平成元年6月29日開催の第87回定時株主総会において月額13百万円以内（使用人分給与は含まれない）、監査役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、平成11年6月29日開催の第97回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

- (2) 業績連動型報酬については、平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、当行単体の当期純利益を基準として、次の報酬枠としております。

単体当期純利益水準	報酬枠
5億円以下	0円
5億円超～10億円以下	16百万円
10億円超～15億円以下	22百万円
15億円超～20億円以下	28百万円
20億円超～25億円以下	34百万円
25億円超	40百万円

- (3) ストックオプション報酬については、平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、年額60百万円以内としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小林 彰 (社外監査役)	弁護士（小林彰法律事務所代表） 当行との間に開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言 その他の活動状況
小林 彰 (社外監査役)	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回及び監査役会14回全てに出席	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
吉井 清一 (社外監査役)	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席	主に一般顧客の観点から発言を行っております。

(3) 責任限定契約

当行と責任限定契約は締結しておりません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	2人	6(0)	該当ありません

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等には、平成25年4月から6月にかかる役員退職慰労引当金繰入額0百万円が含まれており、当該金額をカッコ内書きしております。
なお、役員退職慰労金制度の廃止とそれに伴う役員退職慰労金の打ち切り支給が、平成25年6月25日開催の第111回定時株主総会において決議されております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	200,000千株
	発行済株式の総数	100,014千株
(2) 当年度末株主数		4,516名
(3) 大株主（上位10名）		

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,765 ^{千株}	5.81 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5,499	5.54
大光従業員持株会	2,680	2.70
株式会社みずほ銀行	2,393	2.41
日新火災海上保険株式会社	1,824	1.84
株式会社東和銀行	1,480	1.49
第一生命保険株式会社	1,428	1.44
株式会社大東銀行	1,424	1.43
明治安田生命保険相互会社	1,395	1.40
株式会社南日本銀行	1,365	1.37

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式（901千株）を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の名称 株式会社大光銀行第1回新株予約権 2. 新株予約権の数 2,093個（新株予約権1個につき100株） 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 209,300株 4. 新株予約権の行使期間 平成25年7月13日から平成55年7月12日まで 5. 権利行使価格（1株当たり） 1円 6. 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	10人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 岸野 勝 指定有限責任社員 杉田昌則 指定有限責任社員 若松大輔	47	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行の会計監査人に対して、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は47百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

当行と責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社都合の場合のほか、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役会と綿密な連携をとり、会計監査人の解任又は不再任の決定を行う方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は当該方針は定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保する体制を整備するため、以下のとおり「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「経営理念」及び「行動憲章（コンプライアンス基本方針）」の実現と確立に努め、誠実かつ率先垂範して法令等を遵守し、行内のコンプライアンス風土を醸成する。

取締役は、職務の執行にあたり、取締役が負う善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を全うする。

取締役がコンプライアンスを率先垂範するため、「役員倫理規程」を定める。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、毅然たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会他経営に関する委員会等の議事録は、「取締役会規程」及び各委員会規程にもとづき作成、保存及び管理する。

また、行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」を定める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

信用リスク、市場リスク等の各リスク毎のリスク管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会で決議し、各リスク管理方針に則ったリスク管理規程を策定した上でリスクの把握及び適切な管理を行うとともに、各リスクの管理状況を総合的に掌握する。

また、経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応として、「風評リスク・流動性危機管理規程」を定め、未然防止と流動性危機が発生した場合の体制を整備する。

さらに、災害発生時の損害の回避と業務の継続性を確保するため、「災害対策規程」を定め、災害発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営に関する重要事項を協議する機関として、取締役頭取、専務取締役、常務取締役からなる常務会を設置し、取締役会が決定した経営の基本方針にもとづき、経営に関する重要事項を協議し、迅速な意思決定と業務の執行を統制する。

取締役及び使用人の職務の執行が円滑かつ効率的に行われるよう、「職務権限規程」及び「職務権限表」を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の法令等遵守について、「行動憲章」及び行動基準である「役職員行動規範」を定めるとともに、コンプライアンスに関する規程の整備を図り、組織体制として、コンプライアンスに係る課題を討議検討するコンプライアンス委員会を設置し、各本店にコンプライアンス責任者を配置し法令等遵守体制を確立する。

法令等遵守を実現するための具体的計画として、毎年度「コンプライアンスプログラム」を取締役会で決議し、実施状況を取締役会に報告する。

反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力等対応規程」を定め、統括部署を設置し、各本店に不当要求防止責任者を配置するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に向けた行内体制を整備する。

職務執行に係る一定事項について、リーガルチェックを行い適法性を確保する。

内部監査部門は、業務の健全性及び内部管理体制の適切性を確保すべく、「内部監査規程」を定め、内部監査を実施する。

(6) 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行と子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項について、「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社の行う一定事項について、事前に銀行に協議するものとし、また、株主総会及び取締役会の議事、決算状況、不祥事件の発生等について、報告を受けることとする。

子会社・関連会社の業務の適正を確保するため、当行の内部監査部門による検査を実施し、その結果を取締役会へ報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助する使用人の配置を求められた場合には、必要とする人材と人数を協議し配置する。

(8) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は、他の部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者から指揮命令を受けないこととし、その使用人の任命及び異動については、事前に監査役会の同意を求めなければならない。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件、コンプライアンスヘルプラインの受付状況等について、取締役及び使用人が監査役へ報告すべき旨及び報告の時期、方法について、コンプライアンスマニュアルで定め、役職員に周知する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役頭取、監査法人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第112期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金						
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	10,000	8,208	8,208	1,791	4	21,000	18,007	40,802	△126	58,884	
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当							△498	△498		△498	
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0	－		－	
固定資産圧縮積立金の積立					2		△2	－		－	
当 期 純 利 益							1,349	1,349		1,349	
自己株式の取得									△112	△112	
土地再評価差額金の取崩							98	98		98	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	1	－	948	950	△112	837	
当 期 末 残 高	10,000	8,208	8,208	1,791	5	21,000	18,956	41,752	△239	59,722	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額	土地再評価 差額	評価金	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	9,319	2,413		11,732	－	70,617
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△498
固定資産圧縮積立金の取崩						－
固定資産圧縮積立金の積立						－
当 期 純 利 益						1,349
自己株式の取得						△112
土地再評価差額金の取崩			△98	△98		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△115			△115	35	△80
当 期 変 動 額 合 計	△115		△98	△214	35	659
当 期 末 残 高	9,203		2,315	11,518	35	71,276

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以

下のお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,319百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

(役員退職慰労引当金)

当行は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって従来の役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で役員に対する退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当事業年度末現在の未払額151百万円を「その他負債」として計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 52百万円
2. 消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に20,340百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は950百万円、延滞債権額は30,922百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は699百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,572百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,692百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券49,531百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金・敷金172百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、89,431百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,241百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要

に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

5,620百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 8,937百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,196百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれております。
14. 社債は、劣後特約付社債3,000百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,331百万円であります。
16. 関係会社に対する金銭債権総額 3,883百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 273百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- (1) 資金運用取引に係る収益総額 85百万円
- (2) 役務取引等に係る収益総額 8百万円
- (3) その他業務・その他経常取引に係る収益総額 1百万円
2. 関係会社との取引による費用
- (1) 資金調達取引に係る費用総額 0百万円
- (2) 役務取引等に係る費用総額 75百万円
- (3) その他業務・その他経常取引に係る費用総額 132百万円
3. 重要な関連当事者との間の取引はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	396	505	—	901	(注)
合計	396	505	—	901	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加505千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加500千株、単元未満株式の買取りによる増加5千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成26年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1

2. 満期保有目的の債券（平成26年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	660	662	2
	その他	4,000	4,078	78
	小計	4,660	4,740	80
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,671	2,630	△40
	その他	5,000	4,760	△239
	小計	7,671	7,391	△279
合 計		12,331	12,132	△198

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成26年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式26百万円、関連法人等株式26百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券（平成26年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,975	2,411	3,563
	債券	296,915	290,814	6,100
	国債	187,530	182,967	4,562
	地方債	39,729	38,966	763
	社債	69,655	68,880	774
	その他	26,898	22,191	4,707
	小計	329,789	315,417	14,371
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	646	666	△20
	債券	19,073	19,099	△25
	国債	5,987	5,991	△3
	地方債	398	399	△1
	社債	12,687	12,708	△20
	その他	7,337	7,658	△321
	小計	27,056	27,424	△367
合 計		356,845	342,842	14,003

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	625
その他	19
合 計	644

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	141	29	—
債券	54,050	137	98
国債	53,124	129	98
地方債	—	—	—
社債	926	7	—
その他	2,892	325	438
合計	57,083	491	536

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の 損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成26年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成26年3月31日現在）
該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,807百万円
退職給付引当金	1,347
有価証券減損	199
減価償却費	81
賞与引当金	242
睡眠預金払戻損失引当金	74
偶発損失引当金	77
システム移行費用	309
その他	345
繰延税金資産小計	6,485
評価性引当額	△1,514
繰延税金資産合計	4,970
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,800
その他	13
繰延税金負債合計	4,814
繰延税金資産の純額	155百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.7%から35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は95百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1百万円増加し、法人税等調整額は96百万円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	718円78銭
1株当たりの当期純利益金額	13円57銭
潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額	13円55銭

第112期末 (平成26年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	72,889	預 金	1,275,416
商 品 有 価 証 券	279	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	1,646
金 銭 の 信 託	3,000	借 用 金	10,000
有 価 証 券	370,050	社 債	3,000
貸 出 金	915,941	そ の 他 負 債	7,677
外 国 為 替	3,812	賞 与 引 当 金	690
そ の 他 資 産	3,306	役 員 賞 与 引 当 金	21
有 形 固 定 資 産	14,163	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,729
建 物	2,650	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	211
土 地	10,345	偶 発 損 失 引 当 金	220
リ ー ス 資 産	627	利 息 返 還 損 失 引 当 金	12
建 設 仮 勘 定	124	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,026
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	415	支 払 承 諾	2,275
無 形 固 定 資 産	822	負 債 の 部 合 計	1,306,929
ソ フ ト ウ ェ ア	694	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	61	資 本 金	10,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	65	資 本 剰 余 金	8,208
繰 延 税 金 資 産	187	利 益 剰 余 金	42,010
支 払 承 諾 見 返	2,275	自 己 株 式	△239
貸 倒 引 当 金	△7,875	株 主 資 本 合 計	59,980
資 産 の 部 合 計	1,378,854	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,203
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,315
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	71
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	11,589
		新 株 予 約 権	35
		少 数 株 主 持 分	319
		純 資 産 の 部 合 計	71,925
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,378,854

第112期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常	収益		22,128
資金運用	収益	18,114	
貸出	金利息	14,378	
有価証券	利息配当金	3,648	
コールローン	利息及び買入手形利息	21	
預け	金利息	7	
その他の	受入利息	58	
役務取引	等収益	2,147	
その他の	業務収益	443	
その他の	経常収益	1,422	
償却債権	取立益	702	
その他の	経常収益	719	
経常	費用		19,076
資金調達	費用	750	
預金	金利息	622	
コールマネー	利息及び売渡手形利息	6	
借入金	金利息	80	
社債	金利息	40	
その他の	支払利息	0	
役務取引	等費用	1,610	
その他の	業務費用	540	
その他の	経常費用	14,430	
その他の	経常費用	1,743	
貸倒引当	金繰入額	518	
その他の	経常費用	1,225	
経常	利益		3,051
特別	利益		0
固定資産	処分益	0	
特別	損失		124
固定資産	処分損失	60	
減損	損失	64	
税金等調整	前当期純利益		2,927
法人税、住民税	及び事業税	472	
法人税等調整	額	1,070	
法人税等	合計		1,543
少数株主損益調整	前当期純利益		1,384
少数株主	利益		21
当期純	利益		1,362

第112期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	8,208	41,047	△126	59,130
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△498		△498
当 期 純 利 益			1,362		1,362
自 己 株 式 の 取 得				△112	△112
土地再評価差額金の取崩			98		98
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	963	△112	850
当 期 末 残 高	10,000	8,208	42,010	△239	59,980

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	少数 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	9,319	2,413	－	11,732	－	299	71,161
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△498
当 期 純 利 益							1,362
自 己 株 式 の 取 得							△112
土地再評価差額金の取崩		△98		△98			－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△115		71	△44	35	20	11
当 期 変 動 額 合 計	△115	△98	71	△142	35	20	763
当 期 末 残 高	9,203	2,315	71	11,589	35	319	71,925

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 1社
たいこうカード株式会社
なお、株式会社大光ビジネスサービスは清算により連結の範囲から除外しております。
- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 2社
大光リース株式会社
株式会社東北バンキングシステムズ
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日はすべて3月末日であります。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,319百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を

それぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子法人等の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理

なお、連結される子法人等、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く）、当連結会計年度末から、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が3,729百万円計上されております。また、繰延税金資産が38百万円減少し、その他の包括利益累計額が71百万円増加しております。

未適用の会計基準等

退職給付会計基準等（平成24年5月17日）

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当行は退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首における利益剰余金が14億31百万円減少する予定です。

追加情報

（役員退職慰労引当金）

当行は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって従来の役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で役員に対する退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当連結会計年度末現在の未払額151百万円を「その他負債」として計上しております。

注 記 事 項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 222百万円
2. 消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,340百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は968百万円、延滞債権額は30,926百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は0百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は699百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,595百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,692百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券49,531百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金・敷金172百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は92,337百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,241百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが2,905百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をす

ることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業

- | | |
|--|----------|
| 用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 5,620百万円 |
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,944百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,196百万円 |
| 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれております。 | |
| 14. 社債は、劣後特約付社債3,000百万円であります。 | |
| 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,331百万円であります。 | |

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却756百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	—	—	100,014	
合計	100,014	—	—	100,014	
自己株式					
普通株式	396	505	—	901	(注)
合計	396	505	—	901	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加505千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加500千株、単元未満株式の買取りによる増加5千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—		35		
	合計			—		35		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	249	2.5	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	249	2.5	平成25年 9月30日	平成25年 12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	247	利益剰余金	2.5	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っています。これらの事業を行うため市場の状況や長短のバランスを調整して、預金取引を中心とする資金調達、貸出金取引を中心とする資金運用業務を行っています。

また、金利変動を伴う金融資産及び金融負債が業務の中心となるため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金については取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は安全性の高い公共債を中心とした債券と株式及び投資信託受益証券等であり、その他保有目的、売買目的、満期保有目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、社債は、一定の環境下で当グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されています。また、有価証券は市場環境の変化等により、売却できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理方針と信用リスク管理規程に基づき、貸出審査、信用情報管理、信用格付の付与、保証や担保の設定、クレジット・リミットの設定等の与信管理体制を整備して貸出運営して

います。また、融資審査会を開催して一定権限以上の案件審査を行っています。さらに、取締役会権限を委任されている融資審査会案件は取締役会への報告を行っています。

② 市場リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する規程及び要領においてリスク管理方法や手続き等を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。また、市場管理グループにおいて、市場金利の動向を把握するなかで金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクの管理を行っています。さらに、市場リスクのモニタリングに基づき、適切かつ統合的な評価を行い、リスクのコントロール及び削減に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当行では、金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であり、VaRを算出し定量的分析を行っています。VaRの算出にあたっては、分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間1～3年）を採用しています。平成26年3月31日（当期連結決算日）現在で当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、12,660百万円であります。なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを実施しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

ALMを通して適時に銀行全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	72,889	72,889	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	279	279	—
(3) 金銭の信託	3,000	3,000	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	12,331 356,845	12,132 356,845	△198 —
(5) 貸出金 貸倒引当金（*1）	915,941 △7,791		
	908,150	913,237	5,087
(6) 外国為替	3,812	3,812	—
資産計	1,357,308	1,362,197	4,889
(1) 預金	1,275,416	1,275,640	224
(2) コールマネー及び売渡手形	1,646	1,646	—
(3) 借入金	10,000	10,099	99
(4) 社債	3,000	3,042	42
負債計	1,290,063	1,290,429	365
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、預入期間が短期間のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関

から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

リスクフリーレートに当行の市場での信用スプレッドを上乗せしたものを割引率として、将来キャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式	854
② その他	19
合 計	873

(*1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理はありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	72,889	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	630	1,602	1,099	—	—	9,000
其他有価証券のうち 満期があるもの	64,655	66,309	72,699	54,305	64,310	8,585
貸出金(*)	62,726	84,905	136,275	77,829	126,239	396,052
合 計	200,901	152,816	210,074	132,134	190,550	413,637

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない31,912百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,190,233	72,882	12,300	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	1,646	—	—	—	—	—
借入金	6,000	—	—	—	4,000	—
社債	—	—	—	—	3,000	—
合 計	1,197,880	72,882	12,300	—	7,000	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成26年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1

2. 満期保有目的の債券（平成26年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	660	662	2
	その他	4,000	4,078	78
	小計	4,660	4,740	80
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,671	2,630	△40
	その他	5,000	4,760	△239
	小計	7,671	7,391	△279
合 計		12,331	12,132	△198

3. その他有価証券（平成26年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	5,975	2,411	3,563
	債券	296,915	290,814	6,100
	国債	187,530	182,967	4,562
	地方債	39,729	38,966	763
	社債	69,655	68,880	774
	その他	26,898	22,191	4,707
	小計	329,789	315,417	14,371
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	646	666	△20
	債券	19,073	19,099	△25
	国債	5,987	5,991	△3
	地方債	398	399	△1
	社債	12,687	12,708	△20
	その他	7,337	7,658	△321
	小計	27,056	27,424	△367
合 計		356,845	342,842	14,003

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	141	29	－
債券	54,050	137	98
国債	53,124	129	98
地方債	－	－	－
社債	926	7	－
その他	2,892	325	438
合 計	57,083	491	536

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成26年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成26年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成26年3月31日現在）

該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 35百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式209,300株
付与日	平成25年7月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成25年7月13日～平成55年7月12日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成25年ストック・オプション
権利確定前	
前連結会計年度末	—
付与	209,300
失効	—
権利確定	—
未確定残	209,300
権利確定後	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	平成25年ストック・オプション
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	225.52

（注） 1株当たりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成25年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成25年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	33.421%
予想残存期間(注) 2	3.2年
予想配当(注) 3	5円/株
無リスク利子率(注) 4	0.145%

(注) 1 予想残存期間に対する期間(平成22年5月7日から平成25年7月5日まで)の株価実績に基づき算出しております。

2 過去10年間に退任した役員の平均在任期間から、現在在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想在任期間とする方法で見積もっております。

3 平成25年3月期の配当実績であります。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.7%から35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は97百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1百万円増加し、法人税等調整額は99百万円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	722円11銭
1株当たりの当期純利益金額	13円70銭
潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額	13円68銭

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行

平成26年5月7日

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸 野 勝 [Ⓞ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉 田 昌 則 [Ⓞ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 若 松 大 輔 [Ⓞ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大光銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行

平成26年5月7日

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝[Ⓞ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 昌 則[Ⓞ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若 松 大 輔[Ⓞ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大光銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 騰本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月8日

株式会社 大光銀行 監査役会

常勤監査役 中 村 勝 義 ㊟

常勤監査役 三 浦 睦 浩 ㊟

監 査 役 小 林 彰 ㊟

監 査 役 吉 井 清 一 ㊟

- (注) 監査役小林彰及び監査役吉井清一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、永続的かつ安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに経営環境を総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、247,781,650円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき5円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備するとともに、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第30条（社外取締役の責任限定契約）及び第39条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設し、これに伴う条数の変更を行うものであります。なお、第30条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第29条（条文省略） （新 設）	第1条～第29条（現行どおり） <u>（社外取締役の責任限定契約）</u>
第30条～第37条（条文省略） （新 設）	<u>第30条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
第38条～第44条（条文省略）	第31条～第38条（現行どおり） <u>（社外監査役の責任限定契約）</u> <u>第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
	第40条～第46条（現行どおり）

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、重要な兼職の状況並びに 当行における地位及び担当	所有する当 行の株式数
①	こ いで てつ ひこ 古 出 哲 彦 (昭和22年1月18日生)	昭和45年4月 大蔵省入省 平成6年7月 国税庁長官官房総務課長 平成7年5月 福岡国税局長 平成9年7月 総務庁人事局次長 平成11年7月 水資源開発公団理事 平成14年6月 株式会社紀陽銀行 常務取締役 平成17年6月 株式会社紀陽銀行 専務取締役 平成21年5月 当行顧問 平成21年6月 当行取締役副頭取 統括並びに監査部担当 平成21年10月 当行取締役頭取 監査部担当（現任）	38,000株
②	さ とう いわお 佐 藤 盤 (昭和25年5月16日生)	昭和48年4月 当行入行 平成6年1月 当行長岡西支店長 平成8年2月 当行佐和田支店長 平成9年10月 当行六日町支店長 平成13年8月 当行営業統括部副部長兼支店支援課長 平成15年6月 当行営業統括部付部長兼支店支援課長兼 お客さま相談室長 平成16年1月 当行川口支店長 平成17年6月 当行新潟支店長 平成20年6月 当行取締役新潟支店長 平成20年7月 当行取締役営業統括部長 平成23年6月 当行常務取締役営業統括部長 金融サービ ス部担当 平成24年6月 当行常務取締役 営業統括部・金融サービ ス部担当（現任）	18,000株
③	た ざわ きみ ひで 田 沢 公 英 (昭和26年8月3日生)	昭和51年4月 当行入行 平成8年2月 当行中沢支店長 平成10年2月 当行業務企画部業務企画課長 平成13年6月 当行営業企画部付部長兼E B開発課長 平成13年8月 当行営業統括部付部長 平成15年6月 当行業務監査部長 平成17年6月 当行総合企画部長 平成20年7月 当行人事部長 平成21年6月 当行取締役人事部長 平成24年6月 当行常務取締役 人事部・総務部・市場金 融部担当（現任）	17,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当行における地位及び担当	所有する当 行の株式数
④	いし だ ゆき お 石 田 幸 雄 (昭和29年1月2日生)	昭和51年4月 当行入行 平成15年8月 当行業務監査部業務監査室長 平成17年6月 当行総合企画部企画広報課長兼 コンプライアンス室長 平成18年6月 当行総合企画部副部長 平成20年7月 当行大宮支店長 平成21年6月 当行総合企画部長 平成23年6月 当行取締役総合企画部長 平成25年6月 当行常務取締役 総合企画部・経営管理部 担当（現任）	27,000株
⑤	こ いで とも きち 小 出 友 吉 (昭和28年2月21日生)	昭和50年4月 当行入行 平成10年6月 当行鴻巣支店長 平成13年6月 当行大野支店長 平成15年5月 当行横浜支店長 平成17年6月 当行業務監査部副部長兼業務監査室長 平成18年6月 当行監査部副部長 平成19年6月 当行監査部長 平成22年6月 当行取締役事務部長（現任）	21,000株
⑥	むら やま ひろ ゆき 村 山 博 幸 (昭和28年6月15日生)	昭和51年4月 当行入行 平成17年6月 当行新保支店長 平成19年6月 当行東三条支店長 平成21年6月 当行監査部副部長 平成22年6月 当行監査部長 平成24年6月 当行取締役人事部長（現任）	11,000株
⑦	かめ がい しん いち 亀 貝 信 一 (昭和30年3月23日生)	昭和53年4月 当行入行 平成16年1月 当行桶川支店長 平成18年4月 当行宮内支店長 平成20年7月 当行審査部副部長 平成22年6月 当行審査部長 平成25年6月 当行取締役審査部長（現任）	18,000株
※ ⑧	かじ やま とし お 梶 山 敏 男 (昭和29年12月5日生)	昭和48年4月 当行入行 平成17年6月 当行吉田支店長 平成20年7月 当行小千谷支店長 平成22年6月 当行三条支店長 平成24年6月 当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 （現任）	一株
※ ⑨	やま ぎし かず ひろ 山 岸 和 博 (昭和31年2月24日生)	昭和49年4月 当行入行 平成18年4月 当行村松支店長 平成21年6月 当行新潟駅前支店長 平成23年6月 当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 平成24年6月 当行営業統括部長（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当行における地位及び担当	所有する当 行の株式数
※ ⑩	まつ だ なお き 松 田 直 樹 (昭和31年2月21日生)	昭和53年4月 当行入行 平成19年6月 当行鴻巣支店長 平成21年6月 当行長岡東支店長 平成22年6月 当行人事部副部長 平成24年6月 当行監査部副部長 平成25年6月 当行監査部長(現任)	一株
※ ⑪	ほそ かい いわお 細 貝 巖 (昭和33年7月4日生)	平成4年4月 第二東京弁護士会登録 平成9年6月 新潟県弁護士会登録 平成11年3月 細貝法律事務所所長(現任) 平成16年6月 株式会社原信監査役 平成22年6月 原信ナルスホールディングス株式会社 (現・アクシアルリテイリング株式会社) 監査役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 当行と候補者 細貝巖氏の間には貸出金等の取引があります。その他の候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者 細貝巖氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 細貝巖氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 当行は、社外取締役候補者である細貝巖氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案 定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

メモ欄

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

メモ欄

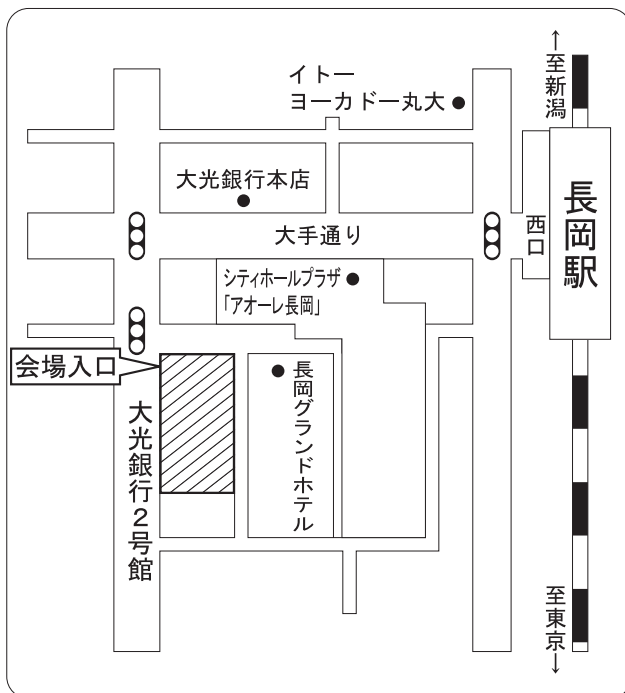
A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

場所 新潟県長岡市東坂之上町一丁目2番地3

当行2号館3階大会議室

電話(0258)36-4111



(お願い) 誠に恐縮でございますが、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。